

マンション紛争を防止 する条例の改正案

12月
市議会

高島市政のもとで開発があおられ、市内のいたるところでマンション建築をめぐる紛争が多発しています。

日本共産党は、ずっと住民の立場で紛争解決にかかわり、もうけ本位の横暴な業者と対決。また、議会では市の指導責任を追及をし、住民からの請願の紹介議員となって採択のために奮闘してきました。

マンション建築は近くの住民への影響が大きく、本来なら住民の合意を得るべきものです。

現在、福岡市にもマンションなどの建築紛争を予防する条例がありますが、残念ながらこうした住民合意の条項はありません。

ろくな説明会 すらなく…



しかし、それでも業者に対して事前に近隣の住民に説明をさせるなどの条項が入っています、

ところが、近年のマンション紛争



では、業者側がろくな説明もしなかったり、説明会を開いても市にはいい加減な報告をあげたり、市もきちんと指導しなかったりしています。

まともな 住民説明を

そこで、この間の紛争での住民の声・経験をもとに“対象住民の範囲を広げ、業者に住民への計画周知をさせ、まともな説明会を開かせ、市も業者に指導する”という最小限の提案をすることにしました。 共産市議団のホームページ→

ウラ面につづく

共産党市議団が提出



日本共産党
福岡市議団



早良区
中山郁美



城南区
倉元達朗



東区
綿貫英彦



南区
堀内徹夫



中央区
松尾りつ子



西区
山口湧人

こんな条例改正案を 出しました

日本共産党 福岡市議団



日本共産党市議団が提出した「建築紛争の予防と調整に関する条例」改正案の概要は次のとおりです。

住民が開催を求めた場合
**住民への説明会を
業者に義務づけます**

**説明会を要求できる
住民の範囲を広げます**



現在「建物から15m以内に住んでいる人」などの定義をさらに広げます。

現在、住民が説明会を求めても業者が開催するかどうかは努力義務です。それを義務にします。

**住民への
計画の周知
を業者に
義務づけます**



**住民がサインした
議事録を市に出すよう
業者に義務づけます**

説明会を開いた場合、業者が勝手な報告を市にしないよう、説明会に出た住民がサインをして確認した議事録を市に出させるようにします。



**業者への指導を
市の義務にします**